

満期を過ぎた定額・定期郵便貯金の払戻し期限について

郵政管理・支援機構（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構）は、郵政民営化前（2007年（平成19年）9月30日まで）に郵便局にお預けいただいた定額郵便貯金・定期郵便貯金・積立郵便貯金を政府保証付で承継し、払戻し等の管理を行っております。（実務は株式会社ゆうちょ銀行に委託しています。）

これらの満期のある郵便貯金は、法律により、満期から20年2か月経過すると、お客さまは払戻しを受けられなくなります。（なお、2007年（平成19年）10月1日以降に郵便局やゆうちょ銀行の店舗にてお預けいただいた貯金は、権利消滅の対象ではありません。）

このため、当機構では、継続して満期を過ぎた郵便貯金をお持ちのお客さまへの個別通知、郵便局でのポスター掲出・チラシ配布、新聞広告掲載等、注意喚起に努めているところです。

消費者行政の最前線にいらっしゃる皆さま及び相談員の方々におかれましては、裏面の「郵便貯金の権利消滅等に関するQ&A」及び別添のチラシをご覧いただき、満期を過ぎた郵便貯金についてご理解を深めていただくとともに、住民の皆さまからご相談等を受けられた場合のご参考にしていただけますと幸甚です。また、ご相談をされた住民の皆さまへは、詳細は下記のお問い合わせ先にご照会なさるようご案内をお願いいたします。

記

1 郵政民営化前に郵便局でお預けいただいた郵便貯金に関するお問い合わせ先

- ① 残高などお客さまの個別のお取引内容に関しては、お近くの郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行の店舗にお問い合わせください。
- ② 商品・サービスに関する一般的なお問い合わせに関しては、ゆうちょコールセンター（0120-108-420）にお問い合わせください。

※ 満期を過ぎた郵便貯金の払戻しに関する手続は当機構のHPにも掲載しております。

<https://www.yuchokampo.go.jp/topics/attent.html>

2 その他

別添のチラシが追加で必要な場合は、当機構へご連絡願います。

※ 詳しいQ&Aは当機構のHPにも掲載しております。

https://www.yuchokampo.go.jp/yucho/pdf/oshirase/kenri_syoumetsu.pdf

以上

【連絡先】

郵政管理・支援機構 貯金部 財務課

電話 03-5472-7105

受付時間 9:30~12:00、13:00~17:00

※土・日・休日を除きます。

※ 詳しくは [郵便貯金 機構](#)

検索



Q 1 満期後一定期間経過すると払戻しを受けられなくなるのは、どのような郵便貯金ですか。

A 1 郵政民営化前（平成 19 年 9 月 30 日まで）にお預けいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金（住宅積立、教育積立を含む。）です。（平成 19 年 10 月 1 日以降に郵便局又はゆうちょ銀行の店舗でお預けいただいた貯金は権利消滅の対象外です。）

なお、令和 3 年 3 月末の郵便貯金残高は 7,380 億円です。また、令和 2 年度の権利消滅金は 369 億円です。）

Q 2 「満期」はいつくるのですか。

A 2 郵政民営化前（平成 19 年 9 月 30 日まで）にお預けいただいた定額郵便貯金等は、全て満期を迎えています。お持ちであれば、お早めに払戻しのお手続をお願いいたします。

（参考）郵便貯金が満期となる時期は、郵便貯金の種類ごとに次のとおりです。

種類	時期
定額郵便貯金	預入の日から起算して 10 年が経過したとき
定期郵便貯金	預入期間が経過したとき（郵政民営化前に自動継続扱いとしていても、民営化後は自動継続されていません。）
積立郵便貯金	据置期間（積立期間）が経過したとき
住宅積立貯金	据置期間（積立期間）経過後、2 年経過したとき
教育積立貯金	据置期間（積立期間）経過後、4 年経過したとき

Q 3 Q 1 の郵便貯金は、満期後一定期間経過すると、どうして払戻しができなくなるのですか。

A 3 これらの郵便貯金には、郵政民営化前と同様、旧郵便貯金法※の規定が適用されています。同法において、満期後 20 年間お取扱いがない郵便貯金の払戻しをお願いする催告書を発送後、2 か月間、お客さまから払戻しのご請求がない場合は、その郵便貯金の権利は消滅する旨が定められています。このため、払戻しができなくなります。

※ 郵便貯金法は郵政民営化に伴い既に廃止されていますが、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」附則第 5 条の規定により、郵政民営化前にお預けいただいた定額郵便貯金等については、関係する規定がなお効力を有するとされています。

Q 4 郵便貯金とあわせて簡易生命保険にも加入しているが、簡易生命保険には権利消滅はないですか。

A 4 簡易生命保険には権利消滅はありません。時効となる時期の定めはありますが、お支払いをしていない保険金等があるなどの状況が確認できたご契約については、時効を援用しないでお支払いいたします。

■お問い合わせ先

郵便貯金関係	簡易生命保険関係
<ul style="list-style-type: none">◆お近くの郵便局の貯金窓口、ゆうちょ銀行の各店舗◆ゆうちょコールセンター 0120-108-420（通話料無料） <p>平日/9:00～19:00 土・日・休日・12月31日/9:00～17:00 (1月1日～3日・5月3日～5日はご利用いただけません。)</p>	<ul style="list-style-type: none">◆お近くの郵便局の保険窓口◆かんぽコールセンター 0120-552-950（通話料無料） ご高齢のお客さま専用コールセンター 0120-744-552（通話料無料） <p>平日/9:00～21:00 土・日・休日/9:00～17:00 (1月1日～3日除く)</p>

※ 上記受付時間は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、変更となる場合があります。

⚠ ご注意ください!

郵政民営化前に預入された

(2007年(平成19年)9月30日まで)



郵便貯金の払戻しには 期限があります!



お早めに
払戻しのお手続を!

郵政民営化前 2007年(平成19年)9月30日までにお預けいただいた

定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金は、

すべて満期を過ぎています。満期後20年2か月経つと、

払戻しが受けられなくなります。

ご家族にも
ご確認を!

満期の
ご案内

満期後
10年経過の
お知らせ

権利消滅の
ご案内
(催告書)

預入期間等

10年間

10年間

2カ月

▲ お預け入れ

▲ 満期

払戻しが
受けられなく
なる!



*2007年(平成19年)10月1日の郵政民営化以降にお預けいただいた貯金は、
この対象ではありません。

満期後にお手続(*)をされ、その手続を行った事実が確認された場合は、満期後20年2か月の経過にかかるまで
払戻しが受けられることもありますので、郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行の店舗までお申し出ください。

(*)郵便貯金証書または通帳の再交付に係る請求、印鑑変更の届出、氏名変更または住所移転の届出

郵政民営化前に預入された
(2007年(平成19年)9月30日まで)

郵便貯金の払戻し手続のご案内



満期を過ぎた郵便貯金証書
または通帳をお持ちの場合

郵便局の貯金窓口または
ゆうちょ銀行店舗にてお手続を
お願いいたします

お手続に必要なもの

払戻しのお手続をされる郵便貯金証書
または通帳



お届け印



本人確認ができる公的証明書類



ご住所・お名前・生年月日の入った
マイナンバーカードや運転免許証など

郵便貯金証書または
通帳の所在がご不明の場合

郵便貯金をお持ちで
あることが確認できれば払戻しの
お手続ができます

※お受付から払戻金のお受け取りまでに日数がかかります。

郵便局の貯金窓口または
ゆうちょ銀行店舗にご相談ください

郵便貯金をお持ちかどうか確認できない場合は、
調査を行うこともできますのでご相談ください。

※調査には日数かかる場合があります。

お手続に必要なもの

お届け印



本人確認ができる
公的証明書類



※調査についてはお届け印
以外でも可

ご住所・お名前・生年月日の入った
マイナンバーカードや運転免許証など

お手続のご注意

※郵便貯金の払戻しのご請求を代理人の方が行う場合は、名義人さまの証明書類、代理人の方の証明書類および名義人さまからの委任状が必要です。
また、郵便貯金をお持ちかどうかの確認を代理人の方がお手続される場合についても、上記証明書類等(名義人さまの証明書類を除く)が必要です。
※相続人さまがお手続される場合は、名義人さまがお亡くなりになったこと、および、請求人さまが相続人さまであることが確認できる戸籍謄本等の原本が必要です。
※各種保険証等、顔写真のない証明書類の場合は、追加で他の証明書類が必要となる場合があります。
※払戻しのお手続に必要なお届け印を紛失しているまたはご不明の場合は、別のご印章をご持参ください。

⚠ ご注意ください! ご自宅やお勤め先でお手続する場合、必ず「預り証」をお受け取りください。
窓口でお預りする場合も「預り証」をお渡ししています。

- 郵便貯金証書または通帳をお預けになる場合は、「預り証」を必ずお受け取りください。
- 「預り証」は、後日、現金・郵便貯金証書または通帳をお受け取りになるまで、大切にお持ちください。

ご不明な点はこちらにお問い合わせください



郵便局の貯金窓口

またはゆうちょコールセンター 0120-108-420 (通話料無料)

● 平日/9:00～19:00 ● 土・日・休日・12月31日/9:00～17:00
(1月1日～1月3日・5月3日～5月5日は、ご利用いただけません。)



ゆうちょ銀行の窓口

※新型コロナウイルスの影響等により、受付時間が変更になる場合があります。
最新の情報は、ゆうちょ銀行Webサイトのお問い合わせページでご確認ください。<https://www.jp-bank.japanpost.jp/>
※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。
※お電話では、郵便貯金に関する個別の状況はお答えできません。

郵政管理・支援機構

(独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構)

詳しくは

郵便貯金 機構



YouTubeの「独立行政法人
郵便貯金簡易生命保険管理・
郵便局ネットワーク支援機構
チャンネル」でも動画配信を行っています。

